

相模原市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成30年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年7月3日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 特定の事件（平成30年度）

国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

健康福祉局保険高齢部関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和元年6月28日

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="247 696 485 732">【介護保険事業】</p> <p data-bbox="209 752 782 846">1. 改正後の参照条文の当てはめについて</p> <p data-bbox="199 869 782 1536">相模原市介護保険料減免取扱要領（以下「要領」という。）第12条及び第13条には相模原市介護保険条例等施行規則（以下「規則」という。）第8条を参照する旨の記載があるが、当該規則の改正に伴う条文の追加により、第6条以下が順次1つずつ条文番号が繰り下がり、改正前の規則第8条は第9条となった。このため、本来なら当該規則の改正に合わせ、要領第12条及び第13条の本文中の第8条を第9条に置き換える必要があった。</p> <p data-bbox="199 1559 782 1765">本件の場合実務上は支障がないが、条例規則等の改正に際して関連する他の条例規則等の条文番号等の変更要否につき確認する必要があった。</p> <p data-bbox="301 1843 759 1879">(報告書 111頁～112頁)</p>	<p data-bbox="855 696 1093 732">【介護保険事業】</p> <p data-bbox="817 752 1390 846">1. 改正後の参照条文の当てはめについて</p> <p data-bbox="817 869 1390 1021">相模原市介護保険料減免取扱要領第12条及び第13条を改正し、平成30年12月1日施行した。</p>

2. 介護予防福祉用具購入費の誤支払いについて

被保険者から申請がなされていない介護予防福祉用具購入費（16,329円）を誤って特定福祉用具販売事業者に支払ったが、相手方から指摘があるまで所管課で誤支払が発見されなかった。この件に限らず、相手方から心当たりのない入金があった旨の申し出がなく、誤支払した金額が回収されないリスクがあったと考えられる。

2回目システム更新後リストにおいて、申請書の合計金額及び合計件数との突合を行うことが必要であったと考えられる。申請書の合計金額及び合計件数との突合が行われていれば、申請書の存在しない入力が発見されていたはずである。修正入力箇所の入力結果の確認と同時に、網羅性・正確性・実在性を担保するため、最終段階のシステム出力帳票において、申請書の合計金額、合計件数との照合を必ず実施し、全ての申請書につき、実在する取引が網羅的かつ正確に入力されていることを合計ベースで確認すべきであったと考えられる。

(報告書 135頁～138頁)

2. 介護予防福祉用具購入費の誤支払いについて

本件については、不十分な支払データ確認作業に起因したものであったことから、データの確認作業を次のとおり見直した。

1回目の確認作業として、入力した内容を出力したリストと申請書の照合による個々の入力内容の確認に加え、合計金額及び合計件数の確認をすることとした。また、修正が生じた場合、修正担当者のみがその内容を確認していたが、複数人により修正後のリストを確認することとした。

さらに、2回目の確認作業として、1回目の確認作業で発見した不備の修正を反映したリストについて修正箇所のみを確認していたが、再度、複数人によりリストと申請書を全件照合するとともに、合計金額及び合計件数の確認をすることとした。

3. 「介護保険要介護認定事務等業務委託」に係る随意契約について

(1) 積算の根拠について

市はプロポーザルにより選定した相手先と随意契約を行っている。平成29年度の契約において、業者からの見積書には増額の要因として、「神奈川県最低賃金及び社会保障費用の上昇に伴い、次年度は全業務スタッフの昇給を予定しております。」「システム変更に伴う業務処理工数の増加が発生しております。」等の理由が付されているが、市の契約関係の決裁文書には、作業量やシステム変更など見積の根拠となる資料が添付されていない。

所管課の説明によると、『数量(処理件数や作業手順)等の情報は、仕様書別紙の「事務処理手順書(平成29年度まで)」「業務委託事務作業内容(平成30年度から)」において具体的に提示しており、委託事業者からはこちらの情報を踏まえ、見積書の提出を受けている。金額の増加は、処理件数の増加及び作業手順の変更によるところが大きく、決裁時に上記手順書の差異を踏まえ説明を行っている。』ということであるが、支出負担行為書の添付書類には説明文書はなく、添付書類である「予算の執行にかかる根拠法令等」には、積算根拠に「別添見積書のとおりに」と

3. 「介護保険要介護認定事務等業務委託」に係る随意契約について

(1) 積算の根拠について

市は、次年度予算の積算の段階で、仕様書において積算の根拠となる数量等を示し、委託業者は仕様書を基に実績を勘案し、見積額を算出している。市では、その見積額の根拠等について、委託業者に聞き取りを行い、金額等の妥当性を検証した上で契約を行ってきたが、平成31年度の契約からは、その検証結果についても決裁書類として保存するよう改めた。

また、積算基準については、法改正により業務内容に変更が生じるなど、一律に定めることが難しいことから、引き続き年度ごとに、契約金額の妥当性について検証する。

なお、平成25年度及び平成28年度の見積書の別紙については、委託業者から受領していたものの、決裁書類の添付文書から漏れていたことから、追加で添付した。

記載されているのみである。

例えば、平成 29 年度の見積書の特記事項の欄には増額要因が記載されているが、要因別(全業務スタッフの昇給やシステム変更に伴う業務処理工数の増加など)の増加額は不明である。平成 25 年度及び平成 28 年度の見積書の特記事項の欄には、「お見積条件」として「追加業務の内容は、別紙参照ください。」とあるが、決裁文書(支出負担行為書)には別紙は添付されていない。また、平成 27 年度及び平成 28 年度には、それぞれ予想申請件数年間 26,900 件及び 28,406 件とあるが、このために金額がいくら増加するのかは不明である。

プロポーザル方式により業者を選定し、その後随意契約を締結するのであれば、金額の積算基準を定めておくべきであり業者の見積額をそのまま契約金額とするのは適切ではない。決裁に必要な文書は決裁書類の添付文書として公文書として保存すべきである。

(報告書 149 頁～155 頁)

(2) 追加業務について

平成 28 年度の契約において業務の追加(10 業務)により 1 割以上契約金額が増加しているが、前年度の平成

(2) 追加業務について

平成 27 年度及び平成 28 年度見積書の費用内訳については、委託業者から受領していたものの、決裁書類の添

27年度にも業務内容の追加が行われている。追加業務については、見積書に追加業務の総額が記載されているが費用の内訳は明示されていない。

平成28年度の見積書には、「追加業務の内容は、別紙参照ください。」とあるが、前述のとおり、別紙は支出負担行為書の添付文書には保存されていない。金額の積算根拠は不明である。

随意契約の相手方である候補者の選定は平成24年度に行われているが、その後の委託金額の増加や平成28年度に業務の大幅な増加が見込まれていたのであれば、この時点でプロポーザルによる委託候補者の選定を行うべきであった。

(報告書 149頁～155頁)

付文書から漏れてしまっていたことから、追加で添付した。

また、法改正への対応等により業務内容の変更等が必要となる場合には、プロポーザルにより選定した業者と継続して1者随意契約を締結することについての妥当性を検証する。